

令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち
スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業

第2次公募要領

令和3年4月
農林水産省生産局

スマート農業総合推進対策事業のうち スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業に係る第2次公募要領

1 総則

スマート農業総合推進対策事業のうちスマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業（以下「補助事業」という。）に係る第2次公募の実施については、この要領に定める。

2 公募対象補助事業等

(1) 事業の目的

本事業は、日本の農業者や法人・企業が、国内外を問わず、これまでに施設園芸の進出していない地域や施設で栽培される農作物ニーズの高い地域に先駆的に進出し、スマート技術を含む施設園芸による現地生産（以下「現地生産」という。）ビジネスを展開する際の課題となりやすいポイントごとに、本格的な事業化に先立った取組を支援し、我が国のスマート技術を活用した施設園芸の更なる発展を図るものである。

(2) 事業の内容

国内外を問わず、スマート技術も駆使した施設園芸の先駆的開拓を推進するため、次のアからエまでに掲げる取組のうち少なくとも1つを実施するものとし、原則としてオの取組は必須とする。また、我が国の知的財産を活用し、海外での現地生産を計画している事業実施主体はイの取組についても必須とする。

ア 事業化可能性・周辺環境調査支援

現地生産に向けて必要な調査等（市場規模・栽培候補地調査、試験栽培、スマート技術の改良、試験販売等）を行う。

イ 知的財産保護活動支援

現地生産において、我が国の知的財産（品種・栽培ノウハウ等）を用いる際に、その流出を防止するための取組を行う。

ウ 制度対応支援

現地生産による事業展開を進める上で必要な許認可制度や補助制度等に適正に対応するための取組を行う。

エ 技術移転・研修支援

現地生産に向けて、現地での栽培を担当する者に栽培技術を習得させるための、技術移転・研修の取組を行う。

オ 成果報告書の作成

アからエのうち実施した取組と得られたノウハウについて、成果報告書として取りまとめ、公開する。

3 事業実施期間

事業実施期間は、令和4年3月31日までとする。

4 応募団体の要件

補助事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び（４）の要件を満たす事業化共同体（コンソーシアム）であって、以下の（１）から（３）を満たすものとする。

- （１）補助事業を的確に遂行するに足る知見を有し、本事業を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
- （２）補助事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- （３）補助事業の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が 3 分の 2 を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができないので注意すること。

- （４）事業化共同体（コンソーシアム）が満たすべき要件

ア 共同事業者の中から代表団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人のいずれか）が選定されていること。

イ 代表団体は、（１）から（３）までの全ての要件を満たしていること。

ウ 代表団体が補助金交付等に係る全ての手続等を担うこと。

エ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

5 事業の成果目標等

- （１）成果目標

事業実施主体は、成果目標として事業化可能性を明らかにする地域の数や生産拠点の規模等について数値設定することとする。

- （２）目標年度

事業実施年度の翌年度とする。

6 補助対象経費の範囲

- （１）補助対象経費は、２の（２）の取組を行うために直接要する掛かり増し経費のうち、別表に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- （２）提案に当たっては、補助事業実施期間中における所要額を算出することとするが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなるので、必ずしも提案額とは一致しない。
- （３）申請補助金額については、千円単位で計上することとする。

- (4) 補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払とする。
- (5) 以下のアからウに当てはまる取組は、補助対象としない。
 - ア 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
 - イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組
 - ウ 事業実施主体が従前より行っている取組

7 申請できない経費

本事業で申請できない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施に直接関係ない経費
- (2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- (3) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

ただし、交付申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合は、消費税相当額を含めて申請することができるものとする。

なお、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、実績報告書の補助金額を減額できるものとする。また、実績報告書提出後に仕入控除税額が明らかになった場合は、過払分の補助金相当額の返還を条件として交付するものとする。

8 補助金の額、補助率

補助対象となる事業費は、原則として 10,983 千円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要な経費（定額）を助成するものとする。

なお、申請のあった金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので留意すること。

9 申請書類の作成等

次に掲げる申請書類を作成し、必要部数を 10 の（1）の提出期限までに 10 の（2）の提出先に提出することとする。

- (1) 応募申請書（別紙様式）
- (2) 提出者の概要（団体概要等）がわかる次に掲げる資料
 - ア 民間企業：会社履歴、直近 2 年間の財務諸表、業務報告書、パンフレット
 - イ 公益法人等：定款又は寄付行為、業務方法書、業務報告書、直近 2 年間の収支決算書及び貸借対照表、パンフレット等

10 応募申請書等の提出期限等

(1) 提出期限：令和3年5月17日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省（本館2階ドアNo.279）

農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室

施設園芸対策班 担当者 角張、白井 電話 03-3593-6496

(3) 提出書類及び提出部数

応募申請書 1部

団体概要等（パンフレット等） 1部

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 応募申請書等に使用する言語は日本語とする。

イ 応募申請書等の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とする。

ファクシミリによる提出は受け付けない。

ウ 応募申請書等を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法による。

エ 応募申請書等を電子メールにより提出する場合は、10（2）の提出先・問合せ先に送付アドレスを確認し、メールの件名を「令和3年度スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業の応募申請書等（応募者名）」とし、本文に「応募者名及び連絡先」を必ず記載の上、送付すること。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認すること。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その○/△（○は連番、△は送付するメール数）」とすること。

オ 応募申請書等を郵送等する場合は、応募申請書等は封筒に入れ、「令和3年度スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業応募申請書等在中」と封筒の表に朱書きし提出すること。

カ 応募申請書等の提出書類は、返還できない。

キ 提出期限に到着しなかった応募申請書等は、いかなる理由があろうと無効となる。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、本要領等を熟読の上、注意して作成すること。

ク 応募申請書等の差し替えは認めない。

ケ 応募団体の要件を有しない者が提出した応募申請書等は、無効とする。

コ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

11 補助金交付候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された応募申請書等については、事業担当課等において書類確認、事前整理等を行った後、選定審査委員会において別添の審査基準に基づき審査を行い、応募申請書等を提出した者の中から、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとする。

なお、生産局長は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

(2) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付の候補者となった者に対しては、その旨を、それ以外の応募申請者に対しては、補助金交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知するものとする。

本通知は、補助金交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになる。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられている。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、原則として公開する。

12 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、補助事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、補助金交付要綱、実施要綱を遵守し、次の条件を守らなければならないものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行しなければならない。

事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にしなければならない。

(3) 取得財産の管理

補助事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属し、事業実施主体の代表者には、帰属しないものとする。

また、財産管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

ア 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない（他の用途への使用はできない。）。

イ 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる仕様、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全額または一部を国に納付することとする。

(4) 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権を（以下「特許権等」という。）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という）に帰属するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守すること。

ア 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅延なく国に報告するものとする。

イ 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

ウ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体等及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用する場合には、事前に農林水産省に協議してその承諾を得るものとする。

(5) 事業成果等の報告及び公表

この補助事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を生産局長に行わなければならない。また、農林水産省は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとする。

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければならない。